

改正の概要

「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領（No.40）

1 従来の健康保険証廃止に伴うもの

配置予定技術者の直接かつ恒常的な雇用関係を証明する書類のうち、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、従来の健康保険証が廃止されたため、証明書類を変更するもの。

2 施行期日

令和8年4月1日

新旧対照表

「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領(No. 40)

新	旧
<p>様式第2号 施工体制台帳</p> <p><u>表面 欄外 (記入要領) の部分</u></p> <p>7 監理技術者にあつては監理技術者資格者証の写しを、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者及び請負金額が9,000万円未満の建築一式工事で監理技術者資格者証の交付を受けていない監理技術者にあつては次のものを添付すること。</p> <p>①資格を証するものの写し ②元請との雇用関係を証するものの写し(<u>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</u>、住民税特別徴収税額通知書など)</p> <p>※ <u>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</u>等の写しを添付する場合は、「<u>本人氏名</u>」、「<u>生年月日</u>」、「<u>事業所の所在地・名称</u>」、「<u>資格取得年月日等のわかる部分</u>」、「<u>書類の発行(交付)年月日</u>」以外の項目はマスキングを施すこと。</p>	<p>様式第2号 施工体制台帳</p> <p><u>表面 欄外 (記入要領) の部分</u></p> <p>7 監理技術者にあつては監理技術者資格者証の写しを、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者及び請負金額が9,000万円未満の建築一式工事で監理技術者資格者証の交付を受けていない監理技術者にあつては次のものを添付すること。</p> <p>①資格を証するものの写し ②元請との雇用関係を証するものの写し(<u>健康保険被保険者証</u>、住民税特別徴収税額通知書など)</p> <p>※ <u>被保険者証</u>等の写しを添付する場合は、<u>保険者番号及び被保険者等記号・番号</u>にマスキングを施すこと。</p>

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。